

子育て支援事業利用料等助成制度のご案内

文京区では、住民税が非課税の世帯や生活保護を受けている世帯、一時保育事業のみ区市町村民税(所得割額)が合算で 77,101 円未満の世帯を対象に、各種子育て支援サービスを利用した際の保育利用料等を一部助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

1 制度概要

対象世帯	対象事業の利用日時点で、文京区に住所があり、 <u>前年度の住民税非課税世帯</u>※又は<u>生活保護を受けている世帯</u> 一時保育事業のみ<u>前年度の区市町村民税合算 77,101 円未満世帯</u>※も対象 ※ 令和 6 年度の区市町村民税(令和 5 年中<2023 年 1 月 1 日~12 月 31 日>の所得)が非課税の世帯もしくは区市町村民税(所得割額)が合算で 77,101 円未満の世帯。 令和 6 年 1 月 1 日にお住まいの区市町村で課税状況をご確認ください。 ※ 2023 年 1 月 1 日~12 月 31 日の間に海外にいた期間がある場合は、「所得状況申告書」をご提出ください(世帯で海外にいた場合はそれぞれ提出が必要となります)。	
助成額	半額	全額
対象事業・対象経費	○ファミリー・サポート・センター事業 文京区社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業の利用料 ※キャンセル料等は対象外  ○おうち家事・育児サポート事業 文京区の発行するおうち家事・育児サポート券を活用した際の利用料 ※キャンセル料等は対象外 	○病児・病後児保育事業 保坂病児保育ルーム、順天堂病児・病後児ルーム「みつばち」、駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」、ゆうひが丘春日病児保育ルームの利用料 ※食事代等は対象外  ○一時保育事業 キッズルーム各施設の利用料 ※おやつ代・キャンセル料等は対象外 ※全額対象は令和 7 年 4 月利用分から 
	全額(上限あり)	
	○ベビーシッター利用料助成制度 (児童1人あたり年度4万円まで) 下記に該当する事業者から受ける保育サービスに係る入会金、年会費、交通費及びキャンセル料 ●東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者 ※オプション料・食事代等は対象外 ※勤務先の福利厚生やクーポン券等を利用した場合はその額を差し引いた金額が助成対象 	

2 利用の流れ

条件の確認 前年度の所得が上記に記載されている世帯かご確認ください。	利用・支払い 対象事業をご利用ください。利用方法や料金については、対象事業の HP をご覧ください。	助成申請 対象事業の利用日から3か月後の月末までに(必着)申請書類をご提出ください。	審査・交付 助成を適当と認めた場合は決定通知書を郵送、振り込みにより交付します。
---	---	---	---

3 助成申請の手続き

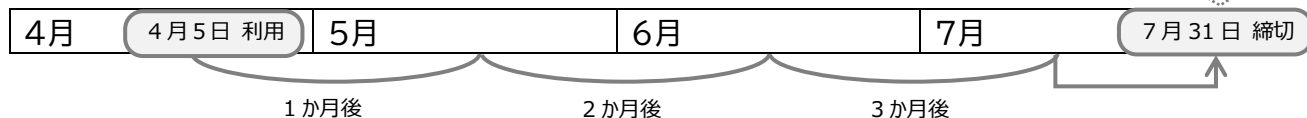
【申請期限】

対象事業の利用日※の3か月後の月末までに(必着)、申請書類をご提出ください。

※ バビーシッター利用料助成制度の入会金・年会費の場合、対象経費の支払日の3か月後の月末まで(必着)です。
なお、入会金・年会費のみのご申請であれば、本制度への申請時点で、対象事業をご利用いただいていなくても構いません。

(例) 令和7年4月5日に利用の場合、令和7年7月31日が申請期限です。

**3か月後の月末
までに(必着)**



【申請書類】

- ① 前年度の「住民税非課税証明書」又は「区市町村民税証明書」※1※2(共にコピー可)
又は「生活保護受給証明書」(原本)
- ② 「文京区子育て支援事業利用料等助成金交付申請書 兼 口座振替依頼書」
- ③ 対象の児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳等が分かるもの(コピー可)※3
- ④ 領収書(コピー可)※4

※1 令和6年度の住民税(令和5年中<2023年1月1日~12月31日>の所得)の課税状況については、令和6年1月1日にお住まいの区市町村でご確認ください。世帯での提出が必要です。

※2 2023年1月1日~12月31日の間に海外にいた期間がある場合は、「所得状況申告書」をご提出ください。

※3 児童利用票・承認通知書、活動報告書、保育日誌等(コピー可)

※4 一時保育事業の利用料をキャッシュレス決済にてお支払いした場合、領収書が発行されません。
この場合の利用料を申請するときは、その利用に係るレシート(お客様控え)のコピーを提出してください。

【提出方法】

窓口提出 文京シビックセンター 5階南側 子育て支援課にご提出ください。

郵送提出 〒112-8555 文京区春日1丁目16番21号
「文京区子ども家庭部子育て支援課 子ども施策推進担当」宛にご郵送ください。

【交付方法】

ご提出いただいた申請書類を審査します。

申請書類に不備がある場合は、お電話等でご連絡を差し上げます。

助成を適当と認めた場合 決定通知書をお送りし、振込みにより交付いたします。

助成の対象に該当しない場合 不交付決定通知書によりお知らせ、もしくは申請書の差戻しをいたします。

【お問合せ先】

文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当
文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター5階
子育て支援事業コールセンター:03-5803-1288(月~金 8:30~17:00)

